

# 兵庫県公立大学法人兵庫県立大学知的財産取扱規程

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 権利の帰属等

#### 第1節 特許を受ける権利等及び特許権等（第3条－第7条）

#### 第2節 プログラム著作物等、ノウハウ及び成果有体物（第8条・第9条）

#### 第3節 学生等又は受入研究員の関与により生ずる知的財産の取扱い（第10条・第11条）

#### 第4節 外国における知的財産権に相当する権利に係る手続（第12条）

### 第3章 知的財産権の取得、管理及び処分（第13条－第18条）

### 第4章 知的財産委員会（第19条）

### 第5章 雑則（第20条－第22条）

### 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する兵庫県立大学（以下「大学」という。）における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図るため、大学の教育研究活動において得られた知的財産の取扱いに関し必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）発明等 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠の創作及び種苗法(平成10年法律第83号)第2条第2項に規定する品種の育成をいう。
- （2）職務発明等 教職員がその勤務に関連して行った発明等であって、その内容が当該発明等をした教職員の所属する部局の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が当該教職員の現在又は過去の職務に属する場合のものをいう。
- （3）特許を受ける権利等 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び品種登録を受ける権利をいう。
- （4）特許権等 特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権をいう。
- （5）プログラム著作物等 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラム又は同項第10号の3に規定するデータベースであって同項第1号の著作物に該当するもの及び半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する半導体集積回路の回路配置をいう。

- (6) 職務上のプログラム著作物等 プログラム著作物等であって、著作権法第 15 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する著作物及び半導体集積回路の回路配置に関する法律第 5 条に規定する回路配置をいう。
- (7) ノウハウ 秘匿することが可能な技術情報であって、財産的価値のあるものをいう。
- (8) 成果有体物 研究及び教育によって得られた材料、試料（微生物、菌株、新材料、植物新品種、核酸、たんぱく質等）、実験動物、試作品及びモデル品、実験装置等の研究、教育及び産業上の目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するものをいう。
- (9) 知的財産 発明等、プログラム著作物等、ノウハウ及び成果有体物をいう。
- (10) 知的財産権 特許を受ける権利等、特許権等、プログラム著作物等に係る著作権又は回路配置利用権及びノウハウ又は成果有体物に係る権利をいう。
- (11) 教職員 大学の教員及び職員をいう。

## 第 2 章 権利の帰属等

### 第 1 節 特許を受ける権利等及び特許権等

#### (特許を受ける権利等の帰属)

第 3 条 職務発明等に係る特許を受ける権利等は、その職務発明等がされた時から法人に帰属する。ただし、第 6 条第 1 項の規定により法人が特許を受ける権利等を取得しないこととしたときは、この限りでない。

#### (職務発明等の届出)

第 4 条 教職員は、職務発明等をしたときは、直ちに、所定の様式の発明届、発明等に関する報告及び発明等の内容を詳細に記載した書類により、理事長に届け出なければならない。

#### (学会発表との関係)

第 5 条 前条の届出は、原則として論文学会発表等の公開に先立って行わねばならない。

#### (特許を受ける権利等の取得に係る通知)

第 6 条 理事長は、第 4 条の規定による届出があったときは、当該届出に係る職務発明等について、特許を受ける権利等を法人が取得する旨又は取得しない旨を決定し、当該届出をした教職員等に対し、その旨を通知するものとする。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する職務発明等について、特許を受ける権利等を取得しないこととすることができる。

- (1) 内容に新規性及び進歩性が認められないこと。
- (2) 今後の実用化の需要への期待が認められないこと。

#### (特許を受ける権利等の行使)

第7条 理事長は、法人が特許を受ける権利等を取得したときは、直ちに、特許出願その他の特許を受ける権利等を行使する手続（第13条及び第19条において「特許出願等」という。）をするものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第2節 プログラム著作物等、ノウハウ及び成果有体物 （権利の帰属）

第8条 プログラム著作物等に係る権利の帰属については、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律その他の法令の定めるところによる。

- 2 教職員の職務を通じて得られたノウハウに係る権利は、法人に帰属する。
- 3 教職員が職務上創出した成果有体物の所有権は、法人に帰属する。

## （届出）

第9条 教職員は、職務上のプログラム著作物等又は職務を通じて得られたノウハウについて、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、速やかに、理事長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず、教職員以外の者に利用させようとする場合
  - (2) 財産的価値が顕在化した場合
- 2 教職員は、職務上創出された成果有体物について、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、速やかに、理事長に届け出なければならない。
- (1) 法人以外の者に成果有体物の提供（成果有体物を譲渡し、又は貸し付けることをいう。以下同じ。）をしようとする場合
  - (2) 法人以外の者への提供を前提に寄託機関等に登録しようとする場合

## 第3節 学生等又は受入研究員の関与により生ずる知的財産の取扱い （学生等の関与により生ずる知的財産）

第10条 教職員の指導の下で学生等（学生その他の教職員に研究の指導を受けるすべての者をいう。この節において同じ。）がする次の各号に掲げる行為により生ずる当該各号に定める権利については、法令の定めによるほか、法人と当該学生等との契約により、法人に帰属させるものとする。

- (1) 発明等 特許を受ける権利等
- (2) プログラム著作物等の作成又は創作 著作権又は回路配置利用権

2 教職員の指導の下で学生等が創出するノウハウ又は成果有体物に係る権利は、大学における研究成果として、法人に帰属する。

## （受入研究員の関与により生ずる知的財産）

第11条 受入研究員（大学との共同研究を目的に大学が受け入れる教職員以外の研究者をいう。この節において同じ。）と教職員とが共同して行う発明等、プログラム著作物等の作成若しくは創作又はノウハウ若しくは成果有体物の創出により生ずる権利の帰属につ

いては、当該受入研究員の受入に係る契約において定める。

#### 第4節 外国における知的財産権に相当する権利に係る手続

第12条 法人は、外国における知的財産権に相当する権利を取得し、維持し、又は破棄するために必要な手続があるときは、当該必要な手続を行うものとする。

### 第3章 知的財産権の取得、管理及び処分

#### (知的財産権の運用又は処分)

第13条 知的財産権の取得及び知的財産権の管理及び処分については、理事長が決定する。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知的財産委員会の意見を聴かなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により特許を受ける権利等を取得する旨又は取得しない旨の決定をしようとするとき。

(2) 第7条の規定により特許出願等をしようとするとき。

(3) 第12条の規定により外国における知的財産権に相当する権利に係る必要な手続を行おうとするとき。

(4) 前3号に掲げるほか、知的財産権(外国における知的財産権に相当する権利を含む。)の取得、運用又は処分をしようとするとき。

(5) 第20条の規定による不服申立てに対する決定をしようとするとき。

3 理事長は、緊急に特許出願等を行う必要がある等の場合において、知的財産委員会に意見を聴くいとまがないと認めるときは、知的財産委員会の意見を聴かずに前項各号に掲げる手続を行うことができる。

4 理事長は、前項の権限を社会価値創造機構知的財産マネジメント室長に委任する。

#### (管理の所管)

第14条 法人が保有する知的財産権の管理は、兵庫県立大学社会価値創造機構本部知的財産マネジメント室(以下「知的財産マネジメント室」という。)において行う。ただし、プログラム著作物等に係る著作権又は回路配置利用権及びノウハウ又は成果有体物に係る権利の管理は、各部局において行う。

2 知的財産マネジメント室は、前項ただし書に規定する知的財産権の収益事業への活用その他の産業利用について、各部局に対し、契約業務その他の業務に係る支援を行う。

#### (登録等補償金)

第15条 法人は、次の各号のいずれかに該当したときは、職務発明等をし、又は成果有体物を創出した教職員に対し、当該各号に定める補償金を支給する。

(1) 職務発明等に係る特許権を取得したとき。 1の権利につき20,000円

(2) 職務発明等に係る実用新案権、意匠権若しくは育成者権又は教職員が職務上創出した成果有体物に財産的価値が生じたとき。 1の権利又は成果有体物につき10,000円

- 2 前項を適用する場合において、1の職務発明等により複数の知的財産権（外国における相当する権利を含む。以下同じ。）が生ずるときは、これら複数の知的財産権を1の権利とみなす。

（実施補償金等の配分）

第16条 法人は、知的財産権の運用又は処分により収入を得たときは、当該知的財産権に係る職務発明等をし、職務上のプログラム著作物等の作成若しくは創作をし、又は成果有体物の創出をした教職員に対し、収入額（成果有体物の提供により収入を得た場合にあっては、当該収入額から当該成果有体物の創出に要した費用を差し引いた額）に100分の30を乗じて得た金額の実施補償金を支給する。

- 2 前項の実施補償金を支給される教職員が、同補償金を支給される年度において教員研究費の配分対象である場合、収入額に別表の割合を乗じて得た金額を、当該教職員の教員研究費として所属するキャンパスに配分する。
- 3 第1項の実施補償金を支給される教職員が、教員研究費の配分対象でない場合は、収入額に別表の割合を乗じて得た金額を、社会価値創造機構に配分する。

（教職員が複数の場合の補償）

第17条 第15条又は前条第1項の補償金の支給を受けるべき教職員が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支給するものとする。

（教職員が退職し、又は死亡したときの補償）

第18条 第15条、第16条第1項又は前条の規定による補償金の支給を受ける権利は、当該権利を有する教職員が退職した後も存続し、当該教職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

## 第4章 知的財産委員会

（知的財産委員会の設置）

第19条 知的財産権の取得、管理及び処分に関する事項を審査するため、知的財産委員会を置く。

- 2 知的財産委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- （1）第6条第1項の規定による決定に関すること。
- （2）第7条の規定による特許出願等に関すること。
- （3）第12条の規定による外国における知的財産権に相当する権利に係る手続に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、知的財産権（外国における知的財産権に相当する権利を含む。）の取得、運用又は処分に関すること。
- （5）第20条の規定による不服申立てに関すること。
- （6）その他知的財産委員会が必要と認めること。

- 3 知的財産委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 第5章 雑則

(不服申立て)

第20条 教職員は、この規程に基づく理事長の決定に対して不服があるときは、当該決定に係る通知を受けた日から30日以内に、理事長に対して書面により不服申立てを行うことができる。

(秘密の保持)

第21条 教職員は、法人が保有する知的財産及び知的財産権に関して職務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第22条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月25日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月30日改正)

(施行期日)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第 16 条関係）

| 対象収入額の区分                      |                    | 教員研究費として配分する割合 |
|-------------------------------|--------------------|----------------|
| 特許権、実用新案権、意匠権、育成者権による知的財産収入   |                    | 20%            |
| プログラム著作物等及びノウハウに係る権利による知的財産収入 |                    | 50%            |
| 成果有体物による知的財産収入                | 実費相当額              | 100%           |
|                               | 対象収入額から、実費相当額を除いた額 | 50%            |